

◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">報 告 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(名 称)</td> <td style="width: 33%;">(様式番号)</td> <td style="width: 33%;">(規定条文)</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>備品等照合確認結果報告書</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第1号様式の9（第39条、第41条関係） 物品管理簿（消耗品） 物品出納簿</p> <p>(略)</p> <p>注 1～4 (略)</p> <p>5 「備考欄」には、<u>払出先</u>を記載する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第8号様式（第27条の2関係） (略) <u>備品等照合確認結果報告書</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">大分類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">中分類</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	(名 称)	(様式番号)	(規定条文)	(1) (略)	(略)	(略)	(2) <u>備品等照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)		大分類	中分類									<p>新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">報 告 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(名 称)</td> <td style="width: 33%;">(様式番号)</td> <td style="width: 33%;">(規定条文)</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>備品照合確認結果報告書</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第1号様式の9（第39条、第41条関係） 物品管理簿（消耗品） 物品出納簿</p> <p>(略)</p> <p>注 1～4 (略)</p> <p>5 「備考欄」には、<u>供用のため払出しを受けた職員の氏名</u>を記載する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第8号様式（第27条の2関係） (略) <u>備品照合確認結果報告書</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">分類</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	(名 称)	(様式番号)	(規定条文)	(1) (略)	(略)	(略)	(2) <u>備品照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)		分類									
(名 称)	(様式番号)	(規定条文)																																																					
(1) (略)	(略)	(略)																																																					
(2) <u>備品等照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)																																																					
(3)～(5) (略)	(略)	(略)																																																					
(略)																																																							
(略)																																																							
大分類	中分類																																																						
(名 称)	(様式番号)	(規定条文)																																																					
(1) (略)	(略)	(略)																																																					
(2) <u>備品照合確認結果報告書</u>	(略)	(略)																																																					
(3)～(5) (略)	(略)	(略)																																																					
(略)																																																							
(略)																																																							
分類																																																							

(略)	(略)
-----	-----

第8号様式別紙を次のように改める。

(別紙)

現在高表

大分類	中分類	前年度現物現在高	増 減		本 年 度		備 考
			増	減	現物現在高	物品管理簿現在高	

注 1 「前年度現物現在高欄」は前年度4月1日現在における現物現在高を、「本年度現物現在高欄」及び「本年度物品管理簿現在高欄」はそれぞれ本年度4月1日現在における現物現在高及び物品管理簿現在高を記載すること。

2 「増減欄」は、本年度現物現在高の前年度現物現在高に対する延べ増加数及び延べ減少数を記載すること。

3 本年度の現物現在高と物品管理簿現在高に不一致がある場合は、「備考欄」にその数を記載すること。